

よくある質問

【問】	【答】
1この事業の対象者は？	新たに支援1又は2、事業対象者となった方全員を対象とし、原則、短期集中予防サービスを利用します。
2サービスの提供回数や1回当たりの時間は？	サービス提供は全12回(※)です。医療機関への通所は、1回あたり2時間、そのうち面談は30分程度です。 ※医療機関へ通所し面談：11回 リハビリテーション専門職の自宅訪問：1回
3どこに通うのか？	お住まいの地域(小学校区)を担当する医療機関に通います。(下の表を確認してください)
4送迎はあるのか？	必要な方には送迎を行います。
5利用料は？	サービス、送迎ともに無料です。

サービスを提供する医療機関

お住まいの校区ごと(地域包括支援センター担当区域ごと)に、サービスを提供する医療機関を定めています。

お住まいの小学校区	サービスを提供する医療機関	担当する地域の包括支援センター(市外局番 0944)
大牟田中央 大正中友 白川 平原	白川病院(医療法人静光園)	中央地区地域包括支援センター 041-2676
明治 手鎌	みさき病院(社会医療法人親仁会)	手鎌地区地域包括支援センター 059-6020
上内 吉野 倉永	みさき病院(社会医療法人親仁会)	吉野地区地域包括支援センター 041-6025
高取 三池 銀水 羽山台	大牟田天領病院(一般社団法人福岡県社会保険医療協会)	三池地区地域包括支援センター 041-5506
みなと 天領	菅原病院(医療法人CLSすがはら)	三川地区地域包括支援センター 041-5298
駛馬 天の原 玉川	第二病院(医療法人静光園)	駛馬・勝立地区地域包括支援センター 041-2020

この事業に関する問合せ(市外局番 0944)	
□福祉課地域支援担当 085-0470 □福祉課総合相談担当 041-2672 (大牟田市役所本庁舎1階)	〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2-3 ✉e-fukushi01@city.omuta.fukuoka.jp

※本資料に掲載のイラストは生成AIにより作成したイメージです

～ 令和8年10月から 介護保険サービス利用の体系が変わります ～
まずは

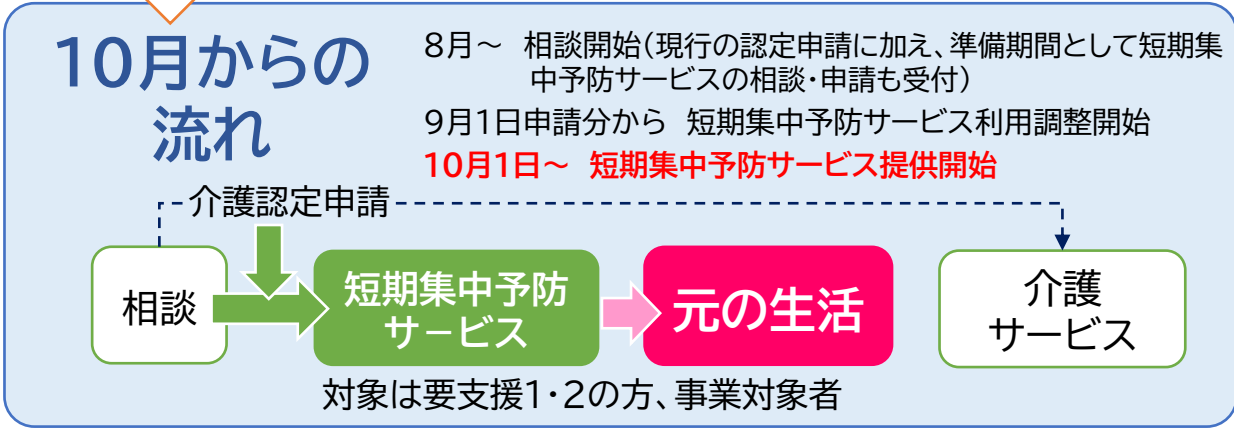
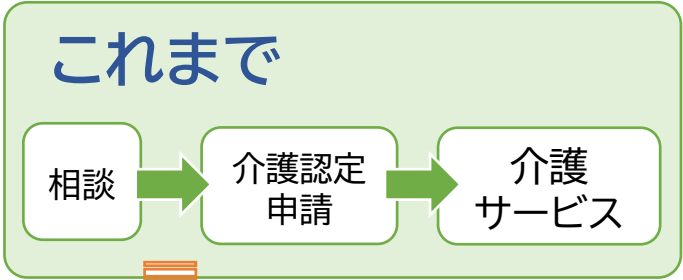
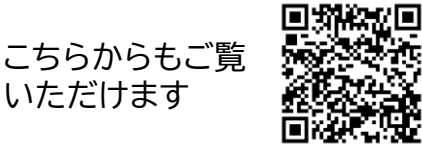
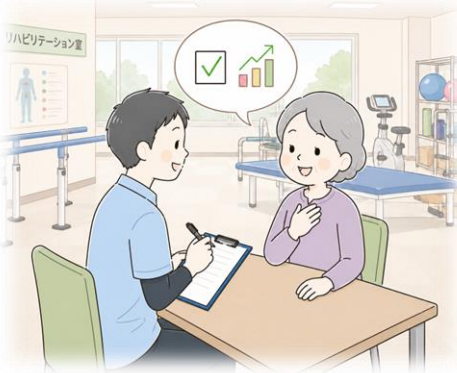
短期集中予防サービスにチャレンジ！

大牟田市は、令和8年10月より短期集中予防サービスを開始します。これに伴い、介護認定申請の流れが同サービスを中心とした体系に変わります。

介護が必要になる前の早い段階で、地域包括支援センターやリハビリテーション専門職が普段の生活の困りごとや目標を整理し、助言や提案を行います。

生活機能の改善や介護予防に取り組んでいただき、「元の生活に戻る」ことを目指すものです。

一方で、介護認定が必要とみなされる方は従来通り申請できます



サービス提供の流れは次のページをご覧ください👉

短期集中予防サービスの流れ

～「元の生活」を目指す3か月～

下の図では、実施する場所を枠線の色で示しています。

●利用者の自宅

●地域包括支援センター
●市福祉課介護保険担当

●サービスを提供する
医療機関

①困りごとに関する相談



介護に関すること、日常生活の不安・困りごとに関する相談を行います。

※相談窓口
・地域包括支援センター
又は
・市福祉課介護保険担当

②訪問



地域包括支援センターによる訪問ののち、リハビリテーション専門職が同行し訪問します。

訪問では、ご本人の心身の状態や、自宅内、自宅周辺的环境を確認し、必要な助言を行います。

③本人の身体や生活の状態の確認 (基本チェックリスト)



③介護認定の申請



必要な介護サービスの利用を調整

④利用前の打合せ

「元の生活」を目指し、取り組みたいことを一緒に考え、目標を決めます。



介護認定申請の結果、要支援1・2の方は、原則、短期集中予防サービスの利用を調整します。

短期集中予防サービス

⑤通所

○12回のサービス
・11回通所・面談(※)
・1回自宅訪問
(※)1回当たりの時間
通所は2時間程度、
うち面談30分程度です。



普段の自宅での過ごし方や困りごとの解消に向けた提案と振り返りを行います。利用は無料です。ご希望の方には送迎も行います。

⑥自宅で実践



通所しない日も、毎日の過ごし方等の助言に基づき、一緒に考えたことを実践します。

⑦評価会議

サービスを経て、終了後の過ごし方について話し合います。(8～10回目の際に実施)



サービス終了後

⑧元の生活



自分の力で生活できる状態。
できることを取り戻し、
住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる状態を目指します。



地域包括支援センター又は市介護保険担当で、困りごとに関する相談を受けます(①)。その後、地域包括支援センター職員、リハビリテーション専門職が自宅を訪問し(②)、在宅での生活状況等を確認します。その上で、本人の身体や生活の状況の確認(基本チェックリスト)を行い、短期集中予防サービスの利用に向け、調整します(③上段)。あるいは、介護認定申請を行い、必要なサービス利用の調整を行います(③下段)。短期集中予防サービスの利用について、本人、地域包括支援センター職員、リハビリテーション専門職等を交え、サービス利用前の打合せを行います(④)。短期集中予防サービスの利用決定後、全12回のサービス(⑤)を利用し、自宅での生活に生かします(⑥)。サービス8～10回目頃に、その後の過ごし方について、本人を交え評価会議(⑦)を行います。